

議会運営委員会議会改革検討小委員会

次 第

日時：令和6年6月27日(木)

議会運営委員会終了後

場所：議会運営委員会室

1 開 会

2 本会議・委員会のオンライン化について

3 その他

4 閉 会

本会議・委員会におけるオンライン化について

1 全国議長会標準例においてオンライン対応を可能としているもの

大規模な災害の発生、感染症のまん延、育児・介護等の事由がある場合に、次のとおり本会議のオンライン質問や委員会のオンライン出席が可能

	本会議のオンライン質問	委員会のオンライン出席
質問※ ₁ の可否	○	○
質疑※ ₂ 、討論、 表決の可否	×	○
出欠の取扱い	× (欠席議員扱い)	○ (出席委員扱い)

※1 質問：団体の事務全般について執行機関の見解をただす趣旨での発言

※2 質疑：表決・討論の前提として議題となっている事件の内容を明確にするために行う発言

2 京都府議会においてオンライン対応を可能としているもの

本会議のオンライン質問	委員会のオンライン出席
	○大規模災害、感染症のまん延は対応済(R4. 5) ※育児・介護は未対応 【オンライン出席の実績】 ・委員 事例なし ・参考人 5回 R3.11.22 文教、R410.3 地域、R4.11.28 危建 R5.3.8 新技術、R5.12.19 地域 ○申合せにより、当分の間、総括質疑、秘密会及び互選委員会はオンラインの対象外としている。

3 都道府県のオンライン対応の状況

(1) 本会議のオンライン質問

	本会議のオンライン質問	
	※災害・感染症及び育児・介護共通	
オンライン対応済	2 (大阪府・茨城県)	
未対応	45	
検討中	27	
対応しないと決定済	12	
その他(未検討等)	6	

(※網掛けは京都府の状況)

【対応しない主な理由】

- ・ 質疑と質問を一括で行っているため実施が不可能
- ・ 本会議場の設備対応が困難なため
- ・ 質問はできるが欠席扱いなど位置付けが曖昧であり、現時点では時期尚早
- ・ ルール作りに時間を要するため当面は見送り

(2) 委員会のオンライン出席

	委員会のオンライン出席	
	災害・感染症	育児・介護
オンライン対応済	37	18
未対応	10	29
検討中	7	22
対応しないと決定済	2	5
その他(未検討等)	1	2

(※網掛けは京都府の状況)

【対応しない主な理由】

(共通)

- ・ オンライン出席の対象範囲や本人確認の手法などの運用面に関する検討や設備（ネットワーク環境、モニター、カメラ、マイク等）の整備が必要となることから、現時点では見送ることとした。

(育児・介護)

- ・ 育児・介護を理由とするオンライン出席は想定していないため
- ・ 議論を行っていないこと、時期尚早等により現時点では対応予定なし

4 論 点

(1) 本会議のオンライン質問について

- ① 本会議のオンライン質問のための環境整備について
※モニター設置（議員用、議長用、傍聴者用）やシステム改修等が必要
- ② 本会議のオンライン質問の事由の範囲について
○大規模災害、感染症、育児・介護
- ③ 本会議のオンライン質問の会議の範囲について
○ 代表質問、一般質問

※現状（新型コロナ対応時）
代表質問 → 質問者の交代
一般質問 → 取り止め

(2) 委員会のオンライン出席について

- ※委員会のオンライン出席のための環境は整備済
- ① 委員会のオンライン出席の事由の拡大について
○育児・介護
R4.5～ 大規模災害、感染症の事由によるオンライン出席は対応済
- ② 総括質疑、秘密会、互選委員会の取扱について
※申合せにより上記会議は委員会のオンライン出席の対象外

※現状（新型コロナ対応時）
総括質疑 → 質問者の交代
書面審査 → 委員外委員（議員）の出席又はオンライン出席

【参考】

これまでの本会議場のモニター設置に係る答申について（抜粋）

R5.3月 「京都府議会 ICT 利活用推進・実施計画の進行に関する検討結果（二次答申）」

なお、本会議場の大型モニター等の導入についても、実施計画における広報広聴の ICT 化の観点から、効果的な ICT ツールの活用策として費用対効果を見極めながら、今後検討するとともに、社会情勢の変化に伴い、本会議場での情報端末機器の公費導入の検討や情報端末使用のルールづくりを進めてはどうか。

H30.3月 「議会の情報化による審議の充実等を通じた政策提案・提言機能の強化について」

- 情報端末から出力させたデータをモニター、スクリーン等のデジタル表示装置に映し出して、議員の質問の補助手段とすることは、審議の内容を分かりやすくするものであり、審議の充実等についてのメリットがあると考ええる。
- 一方で、大阪府議会及び神奈川県議会の本会議場のデジタル表示装置は、対面式演壇が採用されているために必要として整備されたものであるという事情があり、また、委員会室の場合には、府議会では可搬型のスクリーンも審議に利用されているところであるが、情報端末の活用について試行を開始しようとする現時点において、さらに、情報端末から出力させたデータをこのスクリーンに映し出して質問することができるようにすることは、平成 30 年度からの試行案の内容に含めてまで、早急に実施すべき課題とは、いえないのではないかと考える。
- モニター、スクリーン等の表示装置により審議を充実させていくための検討は、平成 30 年度からの情報端末の審議への活用の試行・検証の状況も踏まえ、今後の府議会の情報化・ICT 化の課題検討の中で引き続き検討を進めることとしてはどうかと考える

全国議長会標準例と京都府議会会例規の対比表

○ 京都府議会会議規則

標準都道府県議会会議規則	京都府議会会議規則	備 考
(発言の通告等) 第五十条 (略) 2～4 (略) 5 通告した者が欠席したとき (<u>第六十一条の二の規定により質問するときを除く。</u>) 又は発言の順位に当たつても発言しないとき若しくは議場に現在しないとき (同条の規定により質問するときを除く。) は、通告は、その効力を失う。	(発言の通告等) 第 51 条 (略) 2～4 (略) 5 通告した者が欠席したとき、又は発言の順位に当たつても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。	・ 関連規定 (発言通告関係)
(質問の特例) 第六十一条の二 議場に現在しない議員について次に掲げる場合に該当すると議長が認めるときは、当該議員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、質問することができる。 一 <u>大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の議員個人の責に帰することができない事由により出席が困難である場合</u> 二 <u>育児、介護その他のやむを得ない事由により出席が困難である場合</u>	【未対応】	・ 本会議のオンライン質問 → 標準例はオンライン化 (府条例は未対応) ・ 標準例のオンライン化事由 → 大規模災害 感染症まん延 育児・介護
(議長への通知) 第六十四条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所 (<u>法第百九条第九項の規定による条例の規定により全ての委員が委員会に出席するものとみなされる場合はその旨</u>)、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。	(議長への通知) 第 65 条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等を記載した通知書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。	・ 関連規定 (オンライン委員会関係)

(会議録の記載事項) 第二百二十四条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。 一、二 (略) 三 出席議員及び欠席議員の氏名 (<u>第六十一条の二の規定により質問した議員とそれ以外の議員とを分けて記載すること。</u>) 四～十五 (略) 2 (略)	(会議録の記載事項) 第 118 条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。 (1)、(2) (略) (3) 出席議員及び欠席議員の氏名 (4)～(15) (略) 2 (略)	・関連規定(会議録関係)
--	---	---------------------

○京都府議会委員会条例

標準都道府県議会委員会条例	京都府議会委員会条例	備 考
(委員長及び副委員長がともにないときの互選) 第七条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所（<u>第十二条の二第二項の規定により全ての委員が委員会に出席しているものとみなされる場合はその旨。</u>第二十一条第二項において同じ。）を定めて、委員長の互選を行わせる。 2 (略)	(委員長及び副委員長がともにないときの互選) 第7条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を決めて、委員長の互選を行わせる。 2 (略)	・互選のオンライン化 →標準例はオンライン化（府条例未対応）
(出席の特例) 第十二条の二 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（次項において「オンラインによる方法」という。）によつて、当該委員に発言その他の行為をさせることができる。 一 <u>大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u> 二 <u>育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u> 2 前項の規定によりオンラインによる方法によつて発言その他の行為をする委員は、この条例の規定の適用については、委員会に出席しているものとみなす。	(開催方式の特例) 第12条の2 <u>府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するため必要な措置を講じるべき場合又は大規模な災害その他の緊急事態が発生し、若しくはそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合において、委員長が必要と認めるときは、オンライン方式により委員会を開催することができる。</u> 2 前項の「オンライン方式」とは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法を用いた委員会の開催方式をいう。 3 第1項の規定により委員会が開催される場合において、委員（委員会を招集する場所の出席委員を除く。次項において同じ。）が前項に規定する方法を用いて委員会に参加するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 4 第2項に規定する方法を用いて委員会に参加した委員については、委員会に出席したものとみなす。	・大規模災害、感染症 →標準例、府条例ともにオンライン化 ・育児・介護 →標準例はオンライン化（府条例は未対応）

【参考例】

(開会の特例)

第十二条の二 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下この条において「オンラインによる方法」という。)によつて、委員会を開会することができる。

一 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

二 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、委員は、当該委員会でオンラインによる方法によつて発言その他の行為をするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第一項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法によつて発言その他の行為をする委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

・標準例の参考例(他の規定案を参考例として記載するもの)

→オンライン化事由は同様

オンライン委員会に関する申合せ

1 オンライン委員会の開催事由

次のいずれかの場合において、委員長が必要と認めるとき

- (1) 府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するために必要な措置を講じるべき場合
- (2) 大規模な災害その他の緊急事態が発生し、又はそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合

2 オンライン委員会の出席手続

- (1) オンライン委員会の開催の決定

委員長は、京都府議会委員会条例（以下「条例」という。）第 12 条の 2 第 1 項の規定によりオンライン方式による委員会の開催を決定したときは、所属委員に対し、その旨を通知するものとする。

- (2) オンラインによる参加の申請

オンライン委員会開催の通知を受け、委員会にオンライン方式による参加を希望する委員は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の 2 日前（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後 1 時までに、オンライン参加申請書（別添様式）を委員長に提出するものとする。

なお、期限を過ぎた後にオンライン出席申請書の提出があった場合にも、可能な限り柔軟に対応するものとする。

- (3) オンライン方式による出席の許可

委員長は、(2)の申請書を提出した委員が委員会室へ参集しないことが適当であると認めた場合又は参集することが困難であると認めた場合は、これを許可するものとする。

- (4) 接続テスト

ア オンライン方式による出席が許可された場合は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の前日（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後 1 時までに、委員会開催時と同様の条件で議会事務局と接続テストを行うこととする。

イ オンライン方式により委員会に参加する委員（以下「オンライン参加委員」という。）は、委員会開会予定時刻の 30 分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

3 オンライン委員会の基本的事項

- (1) オンライン参加委員の責務

ア オンライン参加委員は、常に映像と音声の送受信により委員会室の出席委員と相互に状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守することとする。

(ア) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。

(イ) オンライン参加委員以外の者がいない室内で行うこと。

(ウ) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

(エ) オンライン参加委員は、不測の事態の際に事務局と連絡が取れるよう、携帯電話を常備すること。

イ オンライン方式により委員会に参加するために必要な機器や通信環境を整えること。

(2) 委員長の権限

ア 正副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンライン方式で委員会に参加することができないこととする。

イ オンライン参加委員が条例第 19 条第 2 項に規定に該当する場合は、オンライン参加委員の通信回線の遮断により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができることとする。

4 通信回線に不具合が生じた場合の対応

委員会開催中に通信回線に不具合が生じ、オンライン参加委員の発言の聴取等の続行が困難になった場合、委員長は、速やかに次の対応を行うこととする。

- ① 委員長が休憩を宣告
- ② 当該オンライン出席委員に電話等で状況確認
- ③- 1 通信回線が復旧した場合
 - 委員長が再開を宣告し、委員会を続行
- ③- 2 通信回線復旧のための手段を尽くしても復旧しない場合
 - 当該委員は離席したものとみなし、委員長が再開を宣告し、委員会を続行

5 表決の方法

- (1) 表決は、委員会を招集する場所に参加している委員とオンライン参加委員で同時に行うものとする。ただし、委員長は、表決宣告から表決までの間に、オンライン参加委員に通信障害が発生したものと認めたときは、当該委員を離席したものとみなし、当該委員は、表決に加わることができないものとする。
- (2) 簡易表決を行う場合、委員長は、オンライン参加委員及び会議室の委員双方から異議の有無を諮るものとする。
- (3) 挙手採決を行う場合、オンライン参加委員は、意思が明確に判別できるよう、挙手の状態で、手のひら全体がパソコン等の通信機器の画面上に表示され、明瞭に映像として他の委員に送信されるようにするものとする。
- (4) 投票による表決は、オンライン委員会においては行わないものとする。

6 オンライン委員会の会議記録

会議記録の作成に当たっては、オンライン参加委員がオンライン方式により参加したことを明記することとする。

7 その他

- (1) 当分の間、総括質疑、秘密会及び互選委員会はオンライン方式の対象としないこととする。
- (2) 参考人のオンライン参加については、1（オンライン委員会の開催事由）にかかわらず、参考人から要請があった場合は認めることとする。

8 定めのない事項

この申合せに定めるもののほか、オンライン委員会に関し必要な事項は、正副委員長で協議の上、決定するものとする。

議会運営に係る主な申合せ及び当初予算審査小委員会の運営に関する申合せ特例

（質問通告をした議員が新型コロナウイルス感染症の感染者、又は濃厚接触者等（以下、コロナ感染者等）となった場合の取扱い）

1 代表質問について

質問通告をした議員がコロナ感染者等となり出席できない場合は、その議員に代わり、その議員が所属する会派の他の議員が、既に通告している内容に限り、「議会運営に係る主な申合せ」の特例として、発言通告書を再度、提出することを可とする。（一般質問については認めない）

その場合、代わりに質問する者は、速やかに議長あて届け出るものとする。

2 総括質疑について

質問通告をした議員がコロナ感染者等となり、出席できない場合は、その委員に代わり、正副・幹事協議会での協議の特例として、その委員が所属する会派の他の委員（小委員会委員以外の委員も含む）の発言を認めることを可とする。

その場合、代わりに質問する者は、速やかに委員長に申し出る。

3 小委員会について

小委員会委員がコロナ感染者等となり、小委員会に出席できない場合は、当該委員に代わって小委員会委員以外の委員の発言を認めることを可とする。

その場合、代わりに発言する委員は、委員長に申し出て了承を得るとともに、副委員長、幹事に連絡する。

※ 1 の内容により協議が必要な場合は、議会運営委員会理事会を開催し、協議するものとする。

※ 2、3 の内容により協議が必要な場合は、正副・幹事協議会を開催し、協議するものとする。

○京都府議会会議規則

(発言の通告等)

第 51 条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言
 通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言、
 一身上の弁明その他緊急を要する場合及び通告した者の発言がすべ
 て終わった後、発言を求める場合は、この限りでない。

2 ～ 4 (略)

5 通告した者が欠席したとき、又は発言の順位に当つても発言しない
 とき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。

○議会運営に係る主な申合せ

2 発言の取扱い

(1) 代表質問及び一般質問

ア 通告期間は、招集告示日から招集日の午後 5 時までとする。

○当初予算小委員会の運営に関する申合せ

4 総括質疑の運営

(3) 発言通告

事前に発言通告書を提出するものとする

5 小委員会委員以外の委員の発言

小委員会委員の発言終了後、時間があれば、小委員会に諮って許
 可する。

当初予算小委員会の運営に関する申合せ変更(案)

5 小委員会委員以外の委員の発言

小委員会委員の発言終了後、時間があれば、小委員会に諮って許
 可する。

なお、小委員会委員が新型コロナウイルス感染症の感染者、又は
 濃厚接触者等となり、小委員会に出席できない場合は、当該委員に
 代わって小委員会委員以外の委員の発言を認める。

その場合、代わりに発言する委員は、委員長に申し出て了承を得
 るとともに、副委員長、幹事に連絡する。